## 議案第48号

あきる野市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年8月25日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

## 提案理由

使用料の額を改める必要がある。

あきる野市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例

あきる野市地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成13年あきる野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

	I		I					
		300円			350円			
		200円		6	250円			
		200円		2	250円			
		300円			350円	_		
				ę	350円			
		300円			350円			
		300円			350円	l .		
別表中		400円	を		450円	9		
		400円			4 5 0 円			
		400円	- - - -		4 5 0 円			
		100円			150円			
		600円			7 0 0 円			
		300円			350円			
		300円			350円			
	600円			700円				
			]			_		
Г								
4,	800円	6,000円		5,300円	6, 6	300円		
8,	000円	10,000円	を	8,800円	11, 0	00円	に改め、	
9,	600円	12,000円		10,600円	13, 2	200円		
			_				J	

同表備考に次のように加える。

7 延長使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市地域交流センターの設置及 び管理に関する条例の規定により承認を受けている者の使用料については、なお従前の例 による。